第二十条の二　法第三十八条の二第二項の厚生労働省令で定める期間は、五年間とする。

第二十条の三　法第三十八条の二第二項の厚生労働省令で定める者は、法第三十八条の七第一項又は第四十条の六第一項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと認められる者とする。

第二十条の四　法第三十八条の二第二項の厚生労働省令で定める基準は、法第二十条の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一・二　（略）

第二十条の五　法第三十八条の二第二項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　入院年月日及び前回の法第三十八条の二第二項の規定による報告の年月日

二　（略）

三　病名及び過去十二月間の病状又は状態像の経過の概要

四　第十九条第一項第一号、第二号及び第八号に掲げる事項

第二十一条　法第三十八条の三第一項及び第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一　法第二十九条第一項の規定による入院措置

イ　精神科病院の名称及び所在地

ロ　患者の住所、氏名、性別及び生年月日

ハ　法第二十二条から第二十六条の三まで及び第二十七条第二項の規定による申請、通報、届出又は診察に関する事項

ニ　診察年月日及び診察した指定医の氏名

ホ　指定医の診察の判定内容（病名及び症状を含む。）

ヘ　法第二十九条の二の二第一項の規定による移送の有無

二　（略）

（削る）

三　法第三十三条第九項の規定による届出のうち、同条第一項又は第二項の規定による入院措置に係るもの　第十五条の十六第一号イからルまでに掲げる事項

四　法第三十三条第九項の規定による届出のうち、更新に係るもの　第十五条の十六第三号イからヌまでに掲げる事項

五　法第三十八条の二第二項の規定による報告　第二十条の五各号に掲げる事項

2　法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項後段の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　症状

二　前項第二号及び第四号並びに前条第一項第六号及び第八号に掲げる事項

3　法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の規定による報告は、法第三十三条第一項又は第二項の規定による措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の十二月ごとの各月に行わなければならない。

第二十条の二　法第三十八条の二第三項の厚生労働省令で定める期間は、五年間とする。

第二十条の三　法第三十八条の二第三項の厚生労働省令で定める者は、法第三十八条の七第一項の規定による命令を受けた後、相当の期間を経過してもなお当該精神科病院に入院中の者の処遇が改善されないと認められる者とする。

第二十条の四　法第三十八条の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法第二十条の規定により入院している者が次に掲げる要件のいずれかを満たすこととする。

一・二　（略）

第二十条の五　法第三十八条の二第三項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　入院年月日及び前回の法第三十八条の二第三項の規定による報告の年月日

二　（略）

（新設）

三　第十九条第一項第一号、第二号、第六号及び第八号並びに第二十条第一項第二号及び第三号に掲げる事項

第二十一条　法第三十八条の三第一項及び第五項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げる報告又は届出の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

（新設）

一　（略）

二　法第三十八条の二第二項において準用する同条第一項前段の規定による報告　第二十条第一項各号に掲げる事項

三　法第三十三条第七項の規定による届出　第十三条の四第一号イからヲまでに掲げる事項

（新設）

四　法第三十八条の二第三項の規定による報告　第二十条の五各号に掲げる事項